

広島県文化財保護審議会条例

(昭和五十年十月十七日 広島県条例第四十八号)

(設置)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第九十条第一項の規定に基づき、広島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に広島県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(平一七条例七・一部改正)

(組織)

第二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

(委員)

第三条 委員は、文化に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第六条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、審議会が推薦した者について、教育委員会が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事項に係る専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に所属させる委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 部会の運営その他に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則 (抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。